

平成27年度 第2回藤沢市介護保険運営協議会

日 時：2015年（平成27年）8月20日（木）
午後2時00分から

会 場：藤沢市保健所 3階 研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 議題

<公開議題>

(1) 平成26年度介護保険事業の実施状況及び平成26年度地域包括支援センター活動報告について

- ・事務局から【資料1】【資料2】について説明。
- ・委 員：（平成26年度地域包括支援センター活動報告について）26年度収支決算書の内容は、予算に対する決算という視点で問題点はないか？
- ・事務局：予算とのバランスに関して問題点はない。むしろ各法人の持ち出しでやって頂いている部分がある。
- ・委 員：（平成26年度介護保険事業の実施状況について）サービス種類別事故報告の状況について、特に事故報告件数が多いものでは現場でのリスクマネジメントはどうなっているか？
- ・委 員：資料に反映されているのは市への報告件数で、実際にはより多くの件数が事業所内で日々発生している。現場では発生の都度カンファレンスを実施している。

- ・委員：特に施設・居住系サービスで件数が多いのは、夜間を含めた利用者との関わり時間の長さが反映されているためである。また、事故報告対象となるかどうかの基準が医療機関で受診を要したかどうかであることから、施設・居住系サービス事業所での事故の方がその後の受診等の状況が判明しやすく、報告対象となりやすいのではないかと。
- ・委員：他の委員からもあったように、サービス種類によっては24時間利用者を見ていることから報告件数も多くなっていると考えられる。現場ではカンファレンスや振り返りによって改善案を立てており、ヒヤリハットであったケースでも場合によっては事故報告を行っている。また、薬の服用状況によってごく軽傷でも受診を行うことから事故報告対象になっているケースも数値に含まれている。件数も多いが、適切に事故報告を行い改善に努めている。
- ・委員：誤薬や落薬等、薬関係の事故が多いことに驚いた。薬の担い手である薬剤師が介護の現場とコミュニケーションを取りながら関わってほしいと思う。
- ・委員：(平成26年度地域包括支援センター活動報告について) 重点的な取り組み・今後の課題・総評が示されているが、地域包括支援センターの現場の受け止め方はどのようなものか？
また、同じく地域包括支援センター事業に関して「包括的支援事業の執行状況自己評価・市評価一覧」の表中で各地域包括支援センターの名称が記載されずにA～Nのアルファベットが振られているが、地域包括支援センター名を伏せる必要はあったのか？
- ・委員：地域包括支援センターとしては、市から提示された担うべき事業をもとに、それに向けて次年度どのように取り組むかという年間事業計画を立てている。年度毎の事業計画を立て、その実施状況について自己評価を行い市から評価を受けるとというのが年間の活動サイクルである。また、担当地域の課題は何か？という視点を持ち、地域特性をふまえた課題把握に努め、計画に反映させている。

- ・事務局：資料中で個々の地域包括支援センターの名称をあえて伏せる必要はない。非公開議題ではないので、次回以降は名称も開示して資料を作成する。
- ・委員：自己評価と市評価に分けた評価の仕組みは良いと思う。これまでの評価決定は具体的にどのように行っていたのか、今後の評価はどのように実施する予定か、また今後毎年評価を実施する予定か？ 評価の目的は何か？
- ・委員：法改正によって地域包括支援センターの評価が法制化されたが、これによって評価項目等に変更点はあるか？
- ・事務局：自己評価と市評価は平成18年度の地域包括支援センター開設当初から実施している。自己評価提出後に市との面談を経て市評価を決定し、これを各法人で評価結果として次年度計画にフィードバックしてもらっている。
今後も評価自体は変わらず継続していく。内容については改正に伴う微細な変更のみである。今後は総合事業の開始もふまえ、評価の中にどのように組み入れるか等検討していく。
- ・委員：地域包括支援センターに関連して、地域ケア会議では多職種参加が重視されているが、地域の中心的役割である地域包括支援センターがどんなテーマを選ぶのかは重要な要素であると思う。その中で地域ケア会議は今後どのように進めていく方針か？
- ・事務局：地域ケア会議については、現在は13地域での小地域ケア会議と4ブロックでの地域ケア会議を並行して行っている。小地域ケア会議は各地域包括支援センターが主体で開催していて、地域によって専門家に出席をお願いしている場合もある。より大きな単位で行う地域ケア会議では、市が事務局となり、医師会、歯科医師会や弁護士会等の参加によって多職種協働をはかっている。また、小地域ケア会議は開始から3年が経ち、現在は「見守り」というテーマを継続中である。今後は4ブロックでの地域ケア会議を再編しテーマ毎での開催を考えている。

- ・委員：自己評価は項目が細かいが、地域包括支援センターでは各設問への選択式回答で事業計画の実施状況を評価するだけでなく、設問や回答内容からの課題の洗い出しを自主的に行っている。また、特に具体的な地域のニーズ等の把握のため、国勢調査データを活用しての課題分析等を行っている。

(2) 予防給付に係るマネジメント業務の委託可能な居宅介護支援事業所の承認について

- ・事務局から【資料3】について説明。
- ・委員一同：承認する。

(3) 地域密着型サービス事業者等の公募結果について

- ・事務局から【資料4】について説明。
- ・委員：看護小規模多機能型居宅介護への応募がなかった理由は何か？また、全国的に見ても看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護は依然として事業所数が少ないが、応募が出てくるような政策誘導的な考えは何かあるか？
- ・事務局：看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護と訪問看護という2種類のサービスの機能を合わせたサービスだが、このうち小規模多機能型居宅介護は採算を取るのが難しいサービスと言われている。このため、今まで小規模多機能型居宅介護の公募に対しても応募が少ない状況であり、看護小規模多機能型居宅介護ではさらに看護職の有資格者配置が必要となることから、応募のハードルが高くなっていることが応募状況の背景である。このような状況への対応として、小規模多機能型居宅介護については独自加算によって事業所を評価する取り組みを行っている。また、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護を含む在宅系サービスの整備については、公募の他に協議による整備も可能としている。公募と協議の違いは補助金活用が前提とな

っているかどうかである。公募を行っていることを理由として協議による整備を行わないことも可能ではあるが、藤沢市としては、事業者が地域密着型サービスの在宅系サービスへ参入したい意向を示された際には、その意向を聴くための協議の場を設けている。

- ・委員：応募法人数が多いという印象を受けた。応募法人は藤沢市内や近隣の法人が多いのか？また、選定されなかった法人は今後の公募にも応募する意向があるのか？
- ・事務局：今回選定された法人の内訳は、市内で既に介護保険事業所を運営している法人が2つ、していない法人が2つである。選定されなかった法人に対して今後の意向について詳しい聞き取りはしていないが、選定委員会の中で藤沢市での事業展開を希望する理由は必ず質問している。

(4) その他

- ・事務局から27年度介護保険制度改正について説明。
- ・事務局から特別養護老人ホーム公募について説明。
- ・事務局から27年度介護の日イベントについて案内。

<非公開議題>

- (5) 藤沢市地域包括支援センターの増設について
- (6) 地域密着型サービス事業者等の指定状況について

4 閉 会